

税

の申告はお忘れなく

令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

住所 (又は居所)	個人番号	フリガナ	氏名
令和〇〇年1月1日の住所	生年月日	電話番号	世帯主との続柄
収入金額等	所得金額等	所得から差	第一表 (令和二年分以降用)
給与 ⑦	課税される所得金額 (⑧-⑳)		26 〇〇〇
公的年金等 ①	上の⑳に対する税額 ⑳		
雑業務 ②	配当控除 ㉑		〇〇
その他 ③	控除等の特典等特別控除 ㉒		
配当 ④	住宅借入金等特別控除 ㉓		
一時 ⑤	合計 (①+②+③+④+⑤)		
所得金額等	社会保険料控除 ⑨		
給与 ①	小規模企業共済等掛金控除 ⑩		
公的年金等 ②	生命保険料控除 ⑪		
雑業務 ③	地震保険料控除 ⑫		
その他 ④	基礎控除 ⑬		
②から④までの計 ⑤	勤労学生、障害者控除 ⑭		
配当 ⑥			
一時 ⑦			
合計 (①+②+③+④+⑤)			

提出期間 2月16日(水)～3月15日(火)

※土・日曜日、祝日除く。

提出場所 市役所玄関ロビー(専用窓口)
野栄総合支所

感染症対策のため、混雑緩和にご協力を

- 郵送やe-Taxを利用しましょう。
- 譲渡取得や消費税は銚子税務署に相談を。
- 医療費や経費などは事前に集計をしておきましょう。

市・県民税の申告

市・県民税などの申告手続きを2月16日(水)から受け付けます。今年は申告の相談会場が変更となっているので、ご注意ください(15ページ表)。

次の要件に該当する人は申告が必要です。

▼令和4年1月1日現在、匝瑳市に住所があり前年中に所得があった人

▼給与と所得者の場合、次のいずれかに当てはまる人

①勤務先から給与支払報告書の提出がなかった人

②給与と所得や退職所得以外の所得額が計20万円以下の人

▼公的年金取得者で次のいずれかに当てはまる人

①源泉徴収票の控除内容に変更または追加のある人

②年金収入額が400万円以下で、それ以外の所得額が計20万円以下の人

▼無収入だった人、または非課税所得のあった人

なお、申告が必要と思われる人へは、1月末に市・県民税申告書を発送します

た。届いていない人で、申告書が必要な人は税務課(市役所1階)までご連絡ください。

※令和3年中に所得の無かった人や扶養されていた人、平成15年4月1日以前に生まれた学生、非課税所得のあった人などは裏面にその旨を記載し提出してください。

これは非課税証明書などの発行の基礎資料となります。

《申告の必要が無い人》

▼給与と所得のみで、勤務先から給与支払報告書が提出されている人

▼令和3年分所得税の確定申告書を提出した人または提出する人

▼収入が公的年金のみの人で65歳未満の人は98万円以下、65歳以上の人は148万円以下の場合

所得税の確定申告

次の要件に該当する人は

申告に関する相談会を開催します

申告書作成のアドバイスを行う相談会場(=下表)を設けます。会場へは次の書類をお持ちください。混雑回避のため相談会場では定員を設け、受け付けで整理券を配布します(当日受け付け順)。なお、状況により、受け付けを早めに切り上げる場合があります。

また、今年は市民ふれあいセンターで申告相談は行いませんので、ご注意ください。

必要なもの…①令和3年中の所得を証明する書類(源泉徴収票など。事業所得や不動産所得などがあ

る人は経費などを集計した帳簿など)②医療費控除の明細書③保険料の控除証明書④本人確認書類
※市で受け付けできない申告相談の場合は、相談席に案内後でも相談を打ち切ります。また、会場での滞在時間短縮のため時間を要する複雑な確定申告についても、銚子税務署に案内する場合があります。

《感染症対策へのお願い》

申告相談は感染症対策を講じた上で開設します。来場の際は、マスクを着用し検温と手指消毒にご協力ください。また、発熱が認められる場合は入場をお断りする場合があります。

◆申告書作成相談会などの日程

開催日・受付時間	場所	対象
申告書作成相談会 ※税務署職員による出張相談会。税理士による無料申告相談コーナーも併設。		
2月2日(水)・3日(木) 9時30分～12時、13時～15時30分	野栄総合支所(定員65人)	市・県民税、所得税(譲渡所得者含む)、消費税、事業税
申告相談・提出受け付け ※土・日曜日、祝日除く。		
2月16日(水)～3月15日(火) 9時～12時、13時～16時	八日市場ドーム(定員90人) 野栄総合支所(定員40人)	市・県民税、所得税 ※譲渡所得者、消費税除く。
日曜申告相談・提出受け付け		
2月20日(日)、3月6日(日) 9時～12時、13時～16時	八日市場ドーム(定員90人) ※野栄総合支所では行いません。	市・県民税、所得税 ※譲渡所得者、消費税除く。

※八日市場ドーム内は土足禁止です。室内履きのご用意をお願いします。

申告が必要でず。
▼事業所得や不動産所得などがあり所得額の合計が控除額の合計を超える人
▼給与収入額が2000万円を超える人、給与を2カ所以上から受けている人
▼給与所得や退職所得以外の所得額が計20万円を超える人
▼公的年金の収入額が400万円を超える人または400万円以下でそれ以外の所得額が計20万円を超える人
▼土地や建物などを売った譲渡取得のあった人
《還付申告をする人は》
給与所得者や年金所得者などで源泉徴収された所得税について、住宅ローン控除や医療費控除などによる所得税の還付を受ける場合は、2月16日以前でも提出できます。
e-Taxを利用して申告する場合は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から直接申告できます(マイナンバーカードとICカードリーダーが必要)。また作成し

**税に関する
問い合わせ先**

▽市・県民税
税務課市民税班
☎73-0087

▽所得税・消費税
銚子税務署
☎0479-22-1571

た申告書などは、印刷して銚子税務署に郵送または持参できます。郵送の場合で申告書の「控え」が必要な人は、①申告書(提出用)②同(控え)③切手を貼った返信用封筒を同封してください。

マイナンバーの記載を

申告手続きには、マイナンバーの記載と本人確認書類(番号確認書類・身元確認書類)の提示または写しの添付が必要です。マイナンバーカードをお持ちの人は、カード1枚で番号確認と身元確認が行えます。
※通知カードを番号確認書類として使用する場合は、裏面の記載事項が住民登録と一致している必要があります。